

○国家公安委員会告示第1号

次の公告大皇破壊兵器関連計画等関係者について、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第1126号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年一月十二日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

- 1 名簿記載者公告番号DE-7（ジェネラル・ビューロー・オブ・アトミック・エナジー（GENERAL BUREAU OF ATOMIC ENERGY（GBAE））
 - (1) 変更前
名簿に記載された年月日 2009年7月16日
その他参考となるべき事項
 - (2) 変更後
名簿に記載された年月日 2009年7月16日（2024年1月5日に改訂）
その他参考となるべき事項 2013年にミニストリー・オブ・アトミック・エナジー・インダストリー（MINISTRY OF ATOMIC ENERGY INDUSTRY）（DE-27）に改称。
- 2 名簿記載者公告番号DE-21（アカデミー・オブ・ナショナル・ディフェンス・サイエンス（ACADEMY OF NATIONAL DEFENSE SCIENCE））
 - (1) 変更前
別名 国防科学院
名簿に記載された年月日 2016年3月2日
 - (2) 変更後
別名 国防科学院；セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ（DE-18）（Second Academy of Natural Sciences）
名簿に記載された年月日 2016年3月2日（2024年1月5日に改訂）